

## 外貨普通預金規定

### 1. (取扱店の範囲)

この預金の預入れまたは払戻しは当店に限り取扱います。

### 2. (預入単位)

この預金の預入額は、当該外貨1通貨単位以上の金額とします。

### 3. (口座への受入れ)

(1) この預金に受入れできるものは次のとおりとします。

a. 現金(外貨現金を除きます。)

b. 当店を支払場所とする手形、小切手、配当金受取証等(以下「証券類」という)のうち当店で決済を確認したもの。

c. 為替による払込金。

(2) 当店以外を支払場所とする証券類は、取立のうえ、決済を確認した後受入れます。この場合、特に費用を要するときは、当金庫所定の手数料をいただきます。

(3) 手形要件(特に振出日、受取人)、小切手要件(特に振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

(4) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(5) 手形、小切手を受入れるときは、復記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

### 4. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して提出してください。

### 5. (外国通貨現金による払戻し)

この預金の外貨現金による払戻しはできません。

### 6. (利息)

この預金の利息は毎年2回、一定の期日に当金庫所定の利率、付利単位および計算方法により算出のうえ、この預金に組み入れます。

### 7. (相場・手数料)

(1) この預金口座へ、預金口座と異なる幣種を受入れる場合、またはこの預金口座から、預金口座と異なる幣種により支払う場合には、当金庫所定の為替相場により換算します。

(2) この預金口座と同一の幣種にて受入れる、または支払う場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

### 8. (取引明細書(ステートメント))

この預金の取引がなされた場合、また残高がある場合には、当金庫の定めるところによりその事実を証明するため取引明細書(ステートメント)を発行するものとし、通帳の発行はいたしません。

### 9. (届出事項の変更等)

(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、ただちに書面により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 印章を失った場合の預金の払戻しは、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(3) 届け出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとみなします。

### 10. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(3) すでに補助・補佐・後見開始の審判をうけている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 11. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 12. (差引計算等)

(1) 当金庫に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかににかかわらず、当金庫はこの預金をいつでも当金庫所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。

(2) 前期(1)の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当期における当金庫の公表相場により、円貨または当金庫に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

(3) 前期(1)、(2)の場合、払戻請求書は不要とし、換算相場は前期7. に準じて取扱います。

#### 13. (為替相場変動リスク)

この預金の取引を行うに際して、外国為替相場の変動により差益または差損が発生することがあることの承認したものとし、差損については当金庫は責任を負いません。

#### 14. (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、当金庫の承認なしに譲渡、質入れはできません。

#### 15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、当該契約者の保証債務から相殺するものとします。

② 第1号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。

(4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承認を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 16. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第17条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第17条第2項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

#### 17. (解約)

(1) この預金口座を解約する場合には、所定の解約用紙を提出し、当店に申出てください。

(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ず

る者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(3) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 18. (適用法令)

- (1) この預金には、上記規定のほか外国為替に関する法令が適用されます。
- (2) この規定の解釈は日本の法律によって行われるものとし、この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

#### 19. (規定の変更)

この規定の内容は預金者に事前に通知することなく当金庫が任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容に従っていただきます。なお、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。